

線引き見直し検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第6回線引き見直し作業にあたり、市街化区域への編入を行うべき市街化調整区域や市街化調整区域の整備・保全のあり方などについて、関係各局、課等からの意見、情報等を集約するとともに必要な検討をするため、線引き見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第6回市街化区域編入区域の検討
- (2) 市街化調整区域の整備・保全の方針の検討
- (3) その他、線引き見直しのために必要な検討

(組織)

第3条 委員会は、別表の職にあるものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長はまちづくり局計画部長、副委員長は同部都市計画課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会の下部組織として必要な作業を行うため、ワーキンググループを設ける。

- 2 ワーキンググループは、委員会を構成する組織の担当者により構成する。
- 3 ワーキンググループは、委員長が必要に応じて召集する。

(事務局)

第6条 委員会及びワーキンググループの事務局は、まちづくり局計画部都市計画課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

総合企画局都市経営部企画調整課長
経済労働局農業振興センター農地課長
建設緑政局計画部企画課緑政企画担当課長
建設緑政局緑政部緑政課長
建設緑政局緑政部公園緑地課長
まちづくり局総務部企画課長
◎まちづくり局計画部長
○まちづくり局計画部都市計画課長
まちづくり局計画部都市計画課担当課長
まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課長
まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課長
まちづくり局指導部建築指導課長
まちづくり局指導部建築審査課長
まちづくり局指導部開発審査課長
まちづくり局指導部建築情報課企画指導担当課長
高津区役所企画課長
宮前区役所企画課長
麻生区役所企画課長

(注) ◎印は委員長、○は副委員長